

道路に関する工事に伴う街路樹等の移植等に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、道路に関する工事に伴う街路樹等の移植、撤去処分、代替街路樹等の新植（以下「移植等」という。）に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路に関する工事とは、道路等の新築又は改築をいう。
- (2) 移植とは、既存街路樹等を別の場所に植替えることをいう。
- (3) 撤去処分とは、既存街路樹等を撤去（抜根も含む。）し、処分することをいう。
- (4) 新植とは、街路樹等を新しく植えることをいう。

(移植等の申請)

第3条 道路に関する工事に伴い街路樹等の移植等を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、移植等承諾願兼誓約書（別記様式第1号）を市長へ2部提出しなければならない。

(判断基準)

第4条 市長は、申請者から前条の申請（以下「申請」という。）があった場合、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、原則として申請を承諾するものとする。

- (1) 道路に関する工事に街路樹等が支障となるとき。
- (2) 街路樹等を現況のまま残さなければならない特段の必要が認められないとき。

(承諾の内容)

第5条 市長は、申請を承諾する場合、既存街路樹等の状態等に応じて次の各号のいずれかの方法による移植等を決定するものとする。ただし、これによらないものとして、特に必要と認められる場合は、申請者と協議を行うものとする。

(1) 既存街路樹等が健全な場合は、原則「移植」とする。なお、移植が困難な場合は、代替街路樹等の「新植」（既存街路樹等と同程度のもの）とする。

(2) (1)において移植先又は新植先が見つからず、また、撤去しても特段の支障がない場合は、「撤去処分」とする。

(3) 既存街路樹等が衰弱、腐朽又は一部枯損している場合は、「一部移植」又は「撤去処分」とする。

(4) 既存街路樹等が故損している場合は、「撤去処分」とする。

(移植等の取扱い)

第6条 街路樹等の移植先及び代替街路樹等の新植先は、市長が指定する。

2 移植等に係る経費は全て申請者の負担とし、移植等は建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく造園工事業の許可を有する者が行わなければならない。

(承諾書の交付)

第7条 市長は、申請を承諾する場合、申請者に移植等承諾書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、承諾書の交付に当たり、本要領の定めるところに従って、申請ごとの状況に応じ、必要な条件を付すものとする。

(完了検査)

第8条 申請者は、移植等の施工完了後5日以内に移植等完了通知書（別記様式第3号）を市長へ1部提出しなければならない。

2 市長は、前号の提出を受けた日から14日以内に完了検査を行い、当該移植等が検査に合格した場合は、完了検査通知書（別記様式第4号）を申請者に交付するものとする。なお、完了検査の結果、施工等に不備があった場合は、申

請者に是正を求めるものとする。

(枯れ補償)

第9条 市長は、移植又は新植した街路樹等が、申請者の責めに帰すべき事由により、完了検査の日から1年以内に枯損した場合は、申請者に対して街路樹等の植替えを求めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月7日から施行する。